

# 第4回座間味村議会臨時会

第1日目

9月3日

平成19年第4回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 9 月 3 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年9月3日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成19年9月3日 午後3時18分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	宮 平 秀 保
	5 番	金 城 勝 英	9 番	金 城 英 雄
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	中 村 秀 克	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成19年第4回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成19年9月3日午後1時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 5 1 号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について）
4	議 案 第 5 2 号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について）
5	議 案 第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）
6	議 案 第 5 4 号	控訴の提起について
7	議 案 第 5 5 号	強制執行停止決定申立書の提起について
8	議 案 第 5 6 号	平成19年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

○ 議長（金城英雄）

ただいまから平成19年第4回座間味村臨時議会を開催します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 中村秀克議員及び3番 金城善昇議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について）から日程第5．議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第51号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成19年6月22日
- 4 専決処分の理由 本年6月16日から18日にかけての集中豪雨により村道座間味阿真線が被災したため、早急に応急工事を施工する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成19年9月3日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

（提案理由）

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について専決処分したので、議会の承認を求め必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成19年6月22日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年6月22日

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		254,237	3,300	257,537
	2 国 庫 補 助 金	240,217	3,300	243,517
17 繰 越 金		13,449	4,908	18,357
	1 繰 越 金	13,449	4,908	18,357
19 村 債		99,900	800	100,700
	1 村 債	99,900	800	100,700
歳 入 合 計		1,403,633	9,008	1,412,641

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		4	9,008	9,012
	2 公共土木施設災害復旧費	1	9,008	9,009
歳 出 合 計		1,403,633	9,008	1,412,641

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
村道座間味阿真線災害復旧事業債	千円 800	証書借入	% 10%以内	借入先の融資条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換することができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。
合 計	800			

議案第52号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成19年7月23日
- 4 専決処分の理由 本年7月に上陸した台風4号により村道慶留間阿嘉線が被災したため、早急に応急工事を施工する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成19年9月3日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

(提案理由)

平成19年度座間味村一般会計補正予算(第4号)について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成19年度座間味村一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分する。

平成19年7月23日

座間味村長 仲 村 三 雄

### 平成19年度座間味村一般会計補正予算(第4号)

平成19年度座間味村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,428,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年7月23日

座間味村長 仲 村 三 雄

### 第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
9 地 方 交 付 税		699,000	8,243	707,243
	1 地 方 交 付 税	699,000	8,243	707,243
12 国 庫 支 出 金		257,537	6,000	263,537
	2 国 庫 補 助 金	243,517	6,000	249,517
19 村 債		100,700	1,500	102,200
	1 村 債	100,700	1,500	102,200
歳 入 合 計		1,412,641	15,743	1,428,384

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		9,012	15,743	24,755
	2 公共土木施設災害復旧費	9,009	15,743	24,752
歳 出 合 計		1,412,641	15,743	1,428,384

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
村道座間味阿真線災害復旧事業債	千円 1,500	証書借入	% 10%以内	借入先の融資条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換することができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。
合 計	1,500			

議案第53号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成19年7月26日
- 4 専決処分の理由 沖縄県後期高齢者医療広域連合が沖縄県市町村総合事務組合に加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約を変更し、同年8月1日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成19年9月3日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

(提案理由)

沖縄県市町村総合事務組合の規約の改正について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

### 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

### 沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

沖縄県市町村事務組合規約（昭和63年5月21日沖縄県指令総第491号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「沖縄県介護保険広域連合」の次に「、沖縄県後期高齢者医療広域連合」を加える。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「沖縄県介護保険広域連合」の次に「、沖縄県後期高齢者医療広域連合」を加える。

### 附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

平成19年7月26日

座間味村長 仲 村 三 雄

なお、各議案ごとに2の処分の内容については、担当者から説明させます。よろしくお願ひしたいと思います。

### ○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

### ○ 産業振興課長（金城英幸）

座間味阿真線なんですが、これは6月17日の集中豪雨によるのり面崩壊であります。その日は時間当たり最大32ミリという雨量があつて、のり面が崩壊しております。座間味阿真線は生活路、そしてまた通勤通学の道路でありますので、安全を確保するというので早目に通行をしたいということで、国道交通省とも今協議をして、早目に通行しようということで一応応急工事をしております。それで予算書の5ページ、歳入のほうです。国庫支出金で330万円、そして繰越金490万8,000円、そして村債80万円ということでトータルで900万8,000円ということで補正してあります。

次に歳出なんですが、これは10ページです。土木費の道路橋りょう災害復旧費です。13節の委託料48万3,000円なんですが、これの内訳はボーリング調査、そして地下水の調査です。測量設計等を入れましてこの488万円ということで計上してあります。次に工事なんですが、412万5,000円これは応急工事。皆さんにお配りしてありますA3の図面です。落石防止策の詳細図とあります。その詳細図な

んですが、延長が約40メートル。これはH型鋼材、H鋼ですね。300掛ける300で、高さ5メートルと。その中に焼いた板を入れて、厚さは約7ミリぐらいの厚さです。入れて落石を防止するという事です。GLから北に入っているのが約2メートル、上のほうが3メートルということでのり面の上部から約50キロ程度の石が転んできて耐えられるというような形で一応応急の工事をしております。これが一応阿真線の応急工事の説明になります。

次に52号、これは慶留間阿嘉線の災害復旧工事です。これは台風4号による被害であります。予算書の5ページをお願いします。歳入なんですが、地方交付税824万3,000円、そして国庫支出金600万円、村債150万円ということで歳入のほうは1,574万3,000円を補正しております。

次に10ページ、歳出になります。災害復旧費で、道路橋りょう災害復旧費になります。13節委託料なんですが、その内容はボーリング調査、そして測量、そして垂線測量とって海の干満によっていろいろありますがその垂線測量ですね。そして護岸と擁壁等の設計をしております。そしてまた既設の護岸の安定計算、そういうところまで含めてその委託に入れて計算をして計上してあります。

あと次に、15節の工事請負費なんですが、工事の箇所は大きいところで2カ所なんですが一応4カ所あります。道路の路面、舗装ですね。一番大きいのは3号箇所とって、図面の左側のほうが3号箇所と呼んでいます。その3号箇所が長さで28メートル、よく言う護岸は10メートルスパンですので2スパン。そのほうがえぐり取られていてその応急工事と。そして右のほうに行つての長さが25メートル。これは護岸の基礎部分のほうがえぐり取られていますので、その部分の応急工事ということになります。この応急工事の仕方は補強工事といまして、既存の護岸の基礎部分のほうに石を積んでその中にモルタルを入れて固めていくと。これが今の工法でやっております。3号箇所の一部分の10メートルについては、基礎のほうに岩がありましたので、岩着させるということで岩のほうに、長さが10メートルなんですがコンクリートを詰めて既存の底盤に岩着させております。そういうことで補強工事ということで、工事を今進めている。3号箇所についてはほぼ終わっていますが、4号箇所についてはこれから工事を始めていくところです。ちょっとおくられているのは4号の後に、5号、6号、7号ということですね、台風があつてその余波でなかなかその場所の工事ができなくて、そういうことでちょっとおくられていると思います。以上で説明を終わります。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第53号について説明させていただきます。今回の専決処分は沖縄県後期高齢者医療広域連合が、沖縄県の市町村総合事務組合に加入することになりました。そのために市町村総合事務組合のほうから、規約の変更についてということで協議がありまして、その後、専決処分によるお願いがございまして、総合事務組合から依頼を受けて実施までの期間が非常に短かったことから、専決処分によりまして今回お願いしているところでありまして。提案理由といたしましては、地方自治法の290条に一部事務組合の設立、規約の変更、解散等については関係議会の議会を経なければならないという条項がございまして、今回提案をさせていただきます。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案第52号なんですが、図面を見ておられますとかなり広い工事範囲といえますか、あるんですが、設計

が工事費より設計の委託料が高いと感じているんですけど、これは本工事、今緊急だけのもので委託料なのか。それともの本工事まで含めた地質調査なりそういうものが含まれているのか、その辺ちょっと説明していただきます。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの委託料の件なんですけど、これは本工事の設計が含まれております。そういう委託をして一緒に応急工事の設計にさせていただくという形で含んでおります。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは51号も同じだと考えてよろしいんですね、本工事も、工事も含めた形ということでよろしいですね。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今のは委託料の件ですよ。それは51号も同じように含んでおります。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

議案第51号と52号について、収入の面でチェックしたいと思います。こちらのほうに繰り越しが400万円余り使われているんですけども、この繰り越しの分においては何年度のもの繰り越しかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。議案第51号の一般財源分の繰越金の件だと思いますけれども、これは平成18年度の剰余金を充てております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

この繰り越しにおきましては、これは確実に入るお金でございますか。よく決算等、今から9月に決算が来るとは思いますけれども、本当に残る金というのは私らはまだ見ていないわけです。前にも何回となく金がないからということで使っているわけでございますけれども、本当であれば、決算の審査等いろいろなものがあってから使ったほうが本当は無難でございますけれども、本当にそれが余っているかどうかというのは、私どもがわからないわけですね、本数字的にはまだ見ていませんから。だから今後はこういったものにつきましては、やはり注意したほうがいいんじゃないかこのように思います。

それから52号の地方交付税でございますけれども、この地方交付税というのは今までの新年度の算定の中の何パーセントか残してのものなのか。それからどういったものでこれだけ800万円も入ったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第52号の補正4号の普通交付税で、一般財源分を賄っているところなんですけれども、今金城議員からおっしゃったとおり当初予算では交付税の丸々、100%の予算の組み方はしませんのである程度留保財源というのを取ってございまして、その分を今回の4号補正のほうに計上させていただいております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。以上で終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

阿真線、座間味阿真線の災害の復旧査定ですね。担当課長、これ査定はいつなされたんですか。ついでに聞きたんですけど、この当時の集中豪雨は3日間だったと思うんですけど雨量もついでに、もし資料があればお願いします。査定とこの雨量について。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

先にこの災害が起きる前の降雨なんですけど、6月12日の大雨で集中豪雨が、そのときは6月11日は24時間で105ミリ。13日には集中豪雨があったものですから、また住民からの危険性があるということでありましたので、そのときにまたトンブロックのいろいろ準備等をやっておりました。そして17日はさきもお答えしましたように、時間最大32ミリで94ミリ。今データがあるのは、17日、14日、13日そういうデータです。災害査定は8月16日に一応査定は終わっております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この阿真線の落石、これは崩れた分だけそっくりやっているんですか。それとも査定官はお土産も置いていきましたか。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

査定に当たっては逆に認められない。言わせればのり面の吹きつけしている部分、道路の排水溝側なんですけど、その部分はまだまだ大丈夫ということで認められない箇所はありました。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はいわかりました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

お金の面もありますが、52号の慶留間阿嘉線での工法的なものなのですが、前回の大規模な災害のときもわざわざ大臣から専門の調査官から来てやった割にはまた同じような結果が起きてしまったと。ちょっと工法的にやっぱり島の人でも沖で波を崩さないと、波をちょっと抑えないとまたやるんじゃないかなという声はあるんです。そういったことをどうにか国や県に訴えて、結局今の災害をもとに今の工事は壊れる前の現状に戻す工事になるんですよね。いかがですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今、阿嘉慶留間線の工法なのですが、既存のこれまでの工法はマウンドアップ工法とっております。今回からは平成16年に起きた被害ですか、災害が起きたその工法と同じ考えで考えております。現地盤まで掘り下げて、言わせれば岩着させるということで一応工法は考えております。平成16年の災害はそういう形でやりましたので、今回この部分については災害が起きておりません。そういうことでそういう形をとって同じ工法でやっていきたいと、一応思っております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

確かに私今、現場をよく通りながら見るんですが、確かに前回壊れたところは岩着してそこは崩れていませんが、その次の部分がやられたわけですね。今回これも岩着作業してやると。また同じような台風が来たらこれまた次の同じようにやられる可能性はないということはあるのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

できる限り今回の工事で隣接する分についても、今回また新しく25トンの消波ブロックがつかれますのでそれとの組み合わせでできるだけそういうふうな基礎部分が取れないような形をとっていきたいと思っています。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

岩着していわゆる護岸は残るような形になるんですけど、またほかの被害が出ていますよね。丸々歩道のいわゆる厚さが20センチ以上のコンクリートの、あるいは10メートルの幅5メートルですか。これが4枚ですか。跡形もない、多分海に行っていると思うんですが、護岸は崩れないかもしれないけどほかのところでまたやられるという。慶留間の沖合いなんかはコンクリートのごみ捨て場みたいな感じになっていると思うんです。この辺やっぱり見直して、同じような台風が来たらまたやられるという可能性があって、また今のテトラの話していたんですけど、あの場所はテトラと同じ高さの波だったら崩せると思うんですけど、その上を通り越していきますから、消波ブロックという波を消す役目はあれぐらいの規模の波をないと思うんですよ。ダイレクトに道路に波がたたきつけているからあんなでかい歩道が海まで持っていかれるという状況ですから、護岸が壊れなくなるといってもやっぱり道に、いわゆる被害が出るというのは多分今の状況

でまた間違いないと思うんですけど、やっぱり沖合いでやって波を崩すような考え方に持っていかないと、今のような方法でまた同じような規模の台風が来たらまた同じことの繰り返しになるんじゃないと思います。村長その辺いかがお考えですか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今、担当課長から説明がありましたように、あの地区は当初このデータがなくて平成16年の災害前にした工事で十分行けるという形でつくったわけですけども、平成16年度の災害でこれはやはり大変だということでそのときのデータをもとにして、今、先ほど説明があった平成16年度に岩着方式でやったところは残っております。そういうことで今回も、以前も現場復旧というのはその壊れる前の形に戻すのが現場復旧工事であるということを中心に議論をしまして岩着工事をやりました。そして今回も、このデータがここを整備する一つの基礎になりますということで先ほど話がありましたように、壊れた箇所は全部平成16年度にやった工事と同じような形で整備をします。それで今の波打ちブロックというんでしょうか、これが流されたことについてもいろいろ議論を、私たちは技術屋じゃないですからあまりそういうことには参画はできなかったんですけども、議論の内容を聞いていますと結局その道路がそのままめぐり取られなくて道路がそのまま残っていると。あの石は浮いて行かなかったんだというような議論がありまして、確かに今のお話の一つ議論の対象にはなっているんですけども、現在復旧しようとしている基礎的データというのは恐らくこれまでの台風の規模では持って行かれないという基礎調査のもとにやられているんです。そういう意味合いで私たちは今のお話も今後、十分お伝えしていこうと思いますけれども、今回はこれまでのデータの一つ活用してやっていくということでもう徹底されておりますので、絶対に壊れることはないとは言えないんですけども、かなり効率のいい整備ができるんじゃないかというふうに期待をしてみたい。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はいわかりました。台風が来ないことを願うしかないと思うんですが、やっぱりそのメカニズムは当時現場に行けないですから、想像したデータとかそれを合わせてやるしかないと思うんですが、できるだけ頑丈な道路をつくってもらいたいなと。わざわざ大臣まで視察に来たんですから、これは大分期待を持っていろんな工法をやってくれるんじゃないかと思って期待をしていたんですがやっぱり、現状維持でテトラが大きくなったということぐらいですね、変わったのは。ですから今回も新たな岩着作業ということで、多分この部分は壊れないと思うんですが、あんな大きな台風が来ないのを願ってまた安全な道路づくりをやっていければなと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

52号ですかね、補正予算。地方交付税、歳入の5ページでもいいんですけども、824万3,000円と補正されておりますけども、総務課長。これまで4月以降のものだと思いますけど、入ったのはどれぐらい入っていますか。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。平成19年度の地方交付税は、4月に本算定が行われて終わっておりまして、今内示を受けてやがて確定すると思いますが、数字的に動くことはないと思います。交付決定額が6億388万5,000円になっております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これも先ほど査定の話をしたんですけども、いつ査定したか。査定官が来られたかということ。これもちょっと。これは阿嘉慶留間、お願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

慶留間阿嘉線の災害復旧工事の査定なんですけど、まだです。一応予定としては6日の5時15分からやる予定になっております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長まだですか、査定は。これ予算はどうなりますか。9月6日に来るわけですね。はいわかりました。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第54号 控訴の提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第54号

控訴の提起について

東京地方裁判所平成18年（ワ）第25654号請負代金等請求事件について、平成19年8月22日に言い渡された判決に対して不服があるので、次のとおり東京高等裁判所に対し、控訴を提起することについて議会の議決を求める。

平成19年9月3日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

1 提訴の相手方（被控訴人）

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号

株式会社 還元溶融技術研究所

代表者 代表取締役 久 米 正 一

2 控訴の趣旨

原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却し、並びに第一審、第二審の訴訟費用は被控訴人の負担とする旨の判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。

提案理由

ごみ焼却作業に係る請負代金等請求事件の第一審判決に対し、控訴を提起しようとするものである。

次の控訴状から少し訂正箇所があるので、資料をお配りした後に担当課長から説明をさせます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

議案第54号に関する参考資料で、控訴状につきまして先ほど訂正があるということで資料をお配りしております。その中でちょっと真ん中の欄より下のほうになりますけども、印紙の額が当初お配りしたのが16万9,500円、今回差しかえということでお配りしたのが11万3,000円の金額になっておりますけども、当初お配りした16万9,000円というのは今回議決を得て控訴する場合に、16万9,500円の印紙が必要な額になります。これの訴訟の印紙の額ではなくて、この控訴状に表示するのは原告が訴訟したときに使用した印紙の額。それと訴訟物の価格、訴訟物の価格は変更ありませんけれども、その際の印紙の額になりますのでちょっと勘違いをしておりまして、あくまでも原告が使用した印紙額を記載することになっておりますので、そういうことで補足説明いたします。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この文書関係だけでもね、向こうから口頭弁論期日呼び出し及び答弁書を議会事務局のほうから配られているんですけど、これによりますとこの裁判所からは平成18年11月24日に出されていますよね。これはわかります、村長。ところがこれ何をやったんですか。多分間に合っていないから裁判にあったんですけどね。これはこの文書によると平成18年12月18日午前10時30分までに、口頭弁論期日に合わないということで文書が来ております。そしてその提出期限がですね、答弁書提出期限が。平成18年12月11日と、24日とありますけど、これはどういうふうになっていますか。経緯を具体的に説明してください。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今、宮里議員からのご指摘の件につきましては、以前に資料を提出していると思いますので、それに沿って担当課長から説明させます。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

そのとおり村長からの陳述書でやっております。これもいちいち読み上げると思うんですけど、これについてはもう皆さん、自分でもわかっておりますので、これについて文書関係についてです。なぜそんなにおくれたかということですね。もう少し具体的にやってください。お願いします。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えいたします。今宮里議員がおっしゃったとおり、裁判所から送られてきた日付は平成18年11月24日でございます。これは配達証明の郵便物ですので、11月27日に配達されたことは間違いありません。ただ、今ご指摘のあるとおり受け付けをされたのが同年の12月18日ということ

で、約3週間ぐらいですか、受け付けの空白が発生しております。これについては郵便が届いてから職員のほうが事務的なミスで、机の上に置いたままにしまして、裁判所からなぜ来ないのかというような問い合わせがあって気づいたという経緯があります。以上です。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、これは全くあなたの話は、これは大変ですよ。文書をこんなして、しかもあなた村に今3,000万円損害与えています。どうします。担当だれですか。それで責任持ちますか、これ。これをびっしょとやっておけばそういうことなかった。控訴もして、大変じゃないですか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいまの件ですけれども、当時の担当課長は総務課長で大城晃です。そのときにちょうどこの文書が届いたときに、12月18日照会があって見ているわけですが、出張しておりましたそのテーブルの上に書類が積まれたということで、別の雑書類と一緒にそれがひとつ言葉として適切かどうか知りませんが、まぎれ込んでしまったということです。それで私たちはその文書が来たのを知らずに、裁判所から出頭しないのかという問い合わせがあって初めてその文書を探し出して対応したということでございます。それで先ほど3,000万円についてどうかという話がありましたけれども、第二口頭弁論にその文書を出せば間に合うということで裁判所から連絡を受けまして、ここでいわゆる一連の書類をつくって出しまして、やはり裁判の再開と。1回は欠席しておりますので、出しまして6回を経てそういう結果になっております。このことにつきましては、私も今度の控訴をするにあたって第1回の口頭弁論に欠席したことは大きな結審をするのに影響があったのではないかとということで、あったのではないかとというよりもこういうことがあって、私たちの主張があまり認められていないというふうに、今回の控訴するという大きな一つの理由にしております。それで文書がそういうふうになったという責任問題は非常に大きいです。大きいですが、私たちこれからミスはどこにでもあり得ることですので、こういうミスがないように、その後は文書をいちいちチェックしてやっておりますが、その起こってしまったことですから我々はこの控訴を持ちまして、これは決して故意に欠席したわけではありませんということを徹底して戦っていきたい、お伝えしていきたいというふうに思います。ということで御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、これはもちろん理解してくれと言うんだけど、村民なんかはこの話を一担当のミスによって文書の混在とか何とか書いてありますけど、これでただ簡単に片づけると思いませんか。どうしますかこれ。それを我々は理解できても、どういうふうに説明しますか。新聞に大きくでかかど載って、しかもOBの議員たちが3名も議長あてにどうということかと。説明してくれと。住民大会開いてくれという話も現に文書もこっちにあるんですよ。調整監、どうします。これこの職員簡単でこれでいいんですか。これは文書の今後注意をするとか、改めますじゃないんですよ。どうしますか。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今お話承ったとおり職員のミス、単純ミスとはいえ本来あってはいけない裁判に関するミスでございますので、簡単にというか軽々にこれではい終了ですということはいかないだろうと思います。現在裁判の中で我々のほうからまた改めて主張をしております。現状の裁判の結果とすれば相手方が全面的に認められて、我々の主張は一切認められていないということがございます。今回控訴させていただきまして、その中で我々の主張も全部通して行って、その結果出てきた判決の内容を改めて吟味をしまして、その結果に職員が今回の行ったことが与えた結果。また今おっしゃったとおり最初からそうであれば第二審の控訴審はなかったのではないかとということもあろうかと思えます。その辺も全部踏まえまして、職員の責任また管理者である私たちの責任を踏まえて、どのようにするか考えたいというふうに考えております。またもう一つありますのは、住民の皆さんへの説明会でございますけれども、どのような形で住民の皆さんに説明をやればいいのかということをやっと今考えております。呼びかけてやるかどうか、またどのような形でやるかということを含めまして、説明責任の範疇で住民の皆様へ御理解いただく努力はさせていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

回答しないために、出頭しないためにということであなはこの前も100対0だ、現在はということなんですけど、これ私は今どうもを考えて私個人、素人で考えますとこれ勝ち目ないんじゃないかと思ったりしますよ。それはそっくり3,000万円の要求が来たらどうしますか。これは関係した人たちはみんな、打ち首しないとイケないですよ。言葉悪いけど、村長以下全部。どうしますか。教えてください。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今回判決と同時に、また控訴と同時に我々のほうからは控訴に原判決がついております仮処分の執行停止の申立もやろうというふうに考えておりますけれども、その中にいくつかの我々からの反旨を述べております。今回の大きな焦点が主に3つあるというふうに思います。一つはその廃タイヤの処理に関する件、もう一つはコークスの売買の件、それと操作ニッチ等の必要だと思われる役務提供の確認に必要なと思われる書類の提出の件という3つの部分があります。そのうち廃タイヤの処理の件につきましては、原審では相手方の主張のとおり1センチ角に切断をした、しかもシチール等がないものというふうな表現をしておりますけれども、インターネット等で確認をしますとそのようなものは非常に少ない。またそれまでに加工することによって加工工賃とかがかなり高くなっておりまして、インターネット等で見ますと廃タイヤで燃料用として処理するというものでも、一番小さいなものでも5センチ角程度、通常10センチ角程度の我々が主張していた程度のもので十分燃料として使われているものがございます。またコークスにつきましては、その廃タイヤの燃焼量につきましても我々のほうが把握しております燃焼量と、原判決での認定されております燃焼量と大きな違いがある。この辺のところの主張も我々はやりたいということがございます。

またコークスの売買についても契約書上ない売買まで潜在的にそれが売買がされたというふうな認定をされておりますけれども、これは民法上の契約の建前からいって非常に遠くの部分まで見据えて判断している部分だと思います。それから業務日報につきましては、若干の見解の相違がありますけれども本来向こう側にも役務の提供を挙証する責任がありますので、どのような形で作業をやったんだという証拠を出してくれることはこれは当然の契約だというふうに我々は理解しております。この3点について我々の理解、またこれまでの主張が全く認められていないということがございますので、今申し上げましたとおり新たな部分と

いうことでありますれば、さっき申し上げました廃タイヤの通常の燃料としての廃タイヤの形状、大きさ等、それからコークスについての契約書上の扱い。このような部分を強く主張していくことが、全面勝訴ということはいかががかなと思います。我々としてもその相手方が行なった分の適正に認定される作業料については我々当然、支払うということはこの間申しておりますので、こちらが100勝って相手がゼロということではないと思いますけれども、我々が応分の負担をすべき部分を認めていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

調整監、それもこれもね、ただ結局ね、根本のものからそうなったんですよ。今おっしゃるように、それは戦わないといかないですよ、控訴は。負けてはいけませんよだから。だからこなんですよ。ぴっしょと職員もう少しやってくださいよ。この責任、私は取らせますよ。今後責任。ただこれだけで、ただ村長ね、今後注意しますじゃあ通らないですよ。議長、ほかの方々もたくさんあると思いますので、私は一応、もっとたくさんあるんですけど一応私はとめまして、どうぞ皆さん。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

この控訴につきましてちょっと、今回僚議員から一応こうなった以上は今、職員の問題等とかこういったものではないと私は思っていますが、この控訴はどのようにすれば今3,000万円という非常に莫大な裁判が今来ているわけでございますけれども、執行部の皆さんはこれをどうすれば挽回するかというふうな頭をひねっていると思うんですけども、この裁判に勝つにはやはり皆さんの結集をやらなければ負けてしまうわけです。負けたときにはもう金というものは今そんなに何もございませんので、この責任問うというのはこれから非常に大きな問題が来ると思う。だから私はやはり控訴をやってやらないと、和解とかそういうものも見当たらないわけでございますので、これを私はやはり今までやった失態とかそういうものは、やはりもう次のもう一回のときに、負けたときとか、またそういうときに考えるようにしまして、この控訴状が本当に勝ち目があるのかどうか。今これを見てみますと、今まで第一審にやられました被告の弁護士によりましては、大田さんとかそういうのをやっていましたが今回は宮里さんがやるみたいですけど。そういったときの内容をこの弁護士だったら勝つんじゃないかというような具体的な説明をやってもらって、本当にこの議員、または職員が一体となってこの金をどうすればもとに戻せるかということを慎重に考えていかないと大変じゃないかと、そのように思っています。だからこの控訴状にあります宮里弁護士を立てる理由ですね。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほども申しましたように、控訴するからにはやはり100対ゼロではだめだと思います。できれば100対ゼロでこちらが100をもらいたいんですけども、先ほど調整監から説明がありましたように、相手側にもいわゆる仕事を提供した対価はありますので、そこがどういうふうになるかしりませんがそういったのも踏まえながら、私たちはその額というものをできるだけ最小限にしていく考えでございます。それで弁護士を1つ、代理人を変えるということですけども、これはいわゆる弁護士というんでしょうかこういう先生方の中で、やはり相手側はお抱えの弁護士であると。確実にそのことだけで専門的にやっている方で、

こちらは行政訴訟のたくさんある中のこういう1つの技術的な問題があるということで、確実にいい形をつくってきたんですけども、結果としてはこっちのものが認められなかったということで、大田先生から現代理人からすればやはり先ほど調整監からあった3つの点を確実にもう一回、押し立てていけば決して負けることはないということであるんですが、ちょっと話が前後しましたけれども、大田先生といたしましては、また同じようなことを同じような弁護士でやっていくというのはやはりやりにくいということで、できますればどなたか別にその関係で合った方がいないかどうかというお話等々もありましたので、私としてはこの宮里弁護士は以前沖縄県の中で代理店を持っていた会社の弁護をした方でございます。その会社の名前は今伏せますけれども、この事業を沖縄県で広めようということのいわゆるコンサルティング代理をした会社のいわゆる顧問弁護士をしております、その還元溶融さんについてのことは一部始終知っているはずで、そういうようなことから我々がいわゆる専門家で、専門家という言葉を使うのはあれですが、そういう事例にあまり接触しておらなかった大田先生よりはもう少し内容を掘り下げてひとつ戦うことができるということであり、ちょうど大田先生とまたこの宮里先生に非常に近い関係がありまして、宮里先生なら私以上に打ち込めるというような推薦もいただきましたのですから、今回、ぜひ宮里先生を代理人としてできるだけのことを勝ち取っていきたいということで、きょう代理人の変更をさせていただいているところであります。以上でございます。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

村長の説明でよくわかったんですけども、やはり一審に立てた弁護士をまた下ろして二審はかわるといようなものはあまり今まで聞いたことがないものですから、今このように言うんですが、どうしてもうちの村としましても莫大ですね。3,000万円をかけるというのは大変、だから住民とかいろいろなものが非常にあっちこっち騒いでいるわけでございますが、こういったものにおいてもやはりちゃんとした説明を皆さんの前でやってもらいたい。このように要望して終わりたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

廃タイヤのチップというのはどれだけ持ち込んで、どれだけ処理されたのか。それで今、現に棧橋にある、向こうの物揚場にあるコークスがありますよね。あれもどのぐらいの量なのか。それともう1点は、村が要するに相手の請求額を、村が委託料の多い妥当との金額の差とはどのようになっているのか、それもちょっとお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開します。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

タイヤチップの量に関する質問ですが、搬入量は約54トンになります。コークスにつきましては契約書

がありません。残量については把握できない状況です。相手方から資料出ていなくて、ただ請求書だけしか来ておりませんので確認する資料がございません。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

村が支払う額と相手方が請求する額とのその差額というのは、どのくらいのものでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

打ち合わせ、議会の全員協議会するときにも説明したんですが、先方からは請求書のみです。日誌と、ごみをいくら焼いたかデータが一切出ておりませんので、差額は非常に出しにくいです。ただ畑と埠頭に現物で置いてありますので、それで量を出すことはできるんですが、計量するにも費用がかかりますので、それは先方がやることだと思っております。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

今回のいろんなものは我々も納得しない部分はいっぱいありますので、ぜひそういうたくさんの資料を集めて、できるだけ最後まで有利に進めて、ぜひ努力していただきたいなと思います。終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長からゴムの搬入量は54トンですか、わかりました。この間説明を受けましたタイヤチップの焼却量というのは150トンになっていますよね。それだけでもう相手は嘘をついてやっているんだということは、もうこれは明々白々でありますね。勝てる分だとは思いますが、この内容はこの間お聞きしましたので、控訴するかどうかを含めて先に議論していきたいと考えていますし、また逆に今、ここに置いてある不法占拠になっていますよね。個人の土地もあると思います。これは沖縄県の管理している港でもありますし、そういったものも含めて控訴と同時に逆提訴を考えたらどうかと私考えるんですが、撤去命令とあと逆に瑕疵担保責任を追及した形で控訴と同時にこれを考えてみたらどうかと思っておりますが、皆さんいかが考えますか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

コークスの残分の分については、第一審の中で現場の写真等を添付して、これは港湾に置いてあるのは港湾の管理上問題があるということで撤去命令、それから畑にあるのも撤去してほしいということは裁判所のほうには、もう事前に通知してありますけれども、第一審では我々の主張は全く認められませんでした。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

認められないというのであれば逆にこっちから、逆提訴を那覇地裁にかければいいんじゃないかと考える

ぐらいなんですけどね。控訴すれば逆にその間に調整がつくんじゃないかなと私は思いますので、控訴を形にして先ほど調整監からありましたけども、執行の差し止めの提訴、そういう方向に動いていかないとまたわけのわからない請求書が来ると思いますので、早目にこれを手続きしていただきたいと思います。それと先ほど調整監からありましたけども、特にやっぱり宮里議員からもありましたように、これをつくった原因というのがやっぱりありますので、このたかが文書みたいな考えが今まで蔓延してきたことが、開催しなくてもいいこういう臨時議会までありますので、これはまた嚴重に処分をしていかないと逆に、後々また同じようなことが起きる可能性が出てきますので、今回は責任追及に関してはいたしませんけども、9月の定例会あたりではそれが出てくると考えますので、内部規程どうなるかわかりませんが、住民が納得されるような議論を庁内でもやってもらって、9月定例会の中で私どもにお示しいただきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

まず一つ目の港湾等の不法占拠に対する考え方でございますけれども、現在は民事訴訟が行なわれておりますが港湾の不法構造物の撤去については行政訴訟で起こすことが可能なことも考えられますので、これについては港湾課等と調整をしてその行政訴訟で対抗するかしないか。これは訴訟が違う形態の訴訟ですから、別途訴訟も可能かもしれないと思いますので、これは御指摘の点を踏まえて港湾課、県庁等々ちょっと調整をさせていただきたいと思います。

2点目の件ですけれども、まず最終的な処分については裁判の結果がすべて出そろったところで考えたいと思いますけれども、それまでの間、昨年来議会からも指摘ありました綱紀粛正のための審査委員会、粛正委員会がございまして。これは処分ということではなくて綱紀をいかに高めていくかというための委員会ですので、こちらのほうには議会の皆様もお入りいただくことになっておりますから、同じ立場でいかにしてその職員の綱紀を高めていって、そして役場全体の資質、事務処理を上げていくかということをお一緒の立場で御議論をしていただき、その結果を職員のほうに反映していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今回控訴という形の提案がありますけど、100対ゼロという形で3,000万円の支払い命令が来ます。執行部からの説明についても、今回の請求については幾らか支払いすべきものがあるというふうには認識しているというふうに、答弁に答えているように理解していますけど、先ほど課長のほうから数字はわからないと言っていたんですけども、わからないけどある程度の数字はわからないじゃなくて、どのぐらいの金額が妥当なのかという数字はあると思うんですけど、この辺再度聞かせてもらえないですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今回の訴訟に対しましては費用的に3つあります。タイヤの焼却費用、それとコークスの使用料、それからごみを焼却したときの延長分ということで、ごみの焼却に関する追加分。いわゆる年間契約をしましてそれを超えて、1回当たりの日数を超えてごみを処理したということで、日誌もなく請求書だけ来ているということに対してお支払いしていませんけれども、ただ途中で和解というような話もありまして、その中で

は平成17年10月、途中でごみの焼却を放棄して帰ったんですけれども、それをある程度は焼却しております。それは確認しておりますので、そういう実績のあるものについては支払う用意があるということと、あとごみを焼却する場合の作業費プラス消耗品等が出てきますので、それを合わせた額、金額にしまして300万円相当なんですけれども、それについては実績があったというようなことで村のほうも現場で確認しております。それを和解の額として提案しましたが、和解には至りませんでした。あとタイヤの件につきましては、これはもうデータも全くありませんし、村が持ち込んだという量とそれと相手方が焼却した量というのが格段数字はもう乖離した状況に、大幅に離れすぎております。それとごみを焼くときにはタイヤだけは燃やしたことは1回もございません。合わせて焼いていますので、タイヤの費用が別費用として出てくるのはあり得ないという判断をしております。コークスにつきましては、先ほどの質問にもありましたけど港にある残存量、古座間味の畑に放置されたままになっているもの、これは使っていないから残っているわけですね。これは計量すればわかることなんですけれども、計量にも費用がかかります。その残っている分はもう支払うようにということなんですけれども、使っていないものを払うという根拠があるのかどうか。それと契約はもちろんやっていません。その前提になる契約はやっていないと。じゃあコークスをこちらで運搬して、使った使用分だけ支払いをするというような約束でこれまでやってきております。ですからタイヤにつきましては、費用が出てくる自体おかしいということで、これは争うということですね。コークスにつきましては残っている分は支払う必要はないと、争うということです。操業費用等につきましては、しかるべき資料があればこれは当初の段階から払う用意があるということは相手方に言うておりますけれども、かたくなに資料の提示を拒否しておりますので、今村が把握している額では先ほどもおっしゃったように300万円相当です。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今の300万円というのはそもそもの契約にないような金額、未払金があるというふうに理解していいんですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

300万円という数字の内訳ですけども、平成17年10月操業分の契約に基づいた、7日か8日間で契約していますので、1回。そのように相当する分プラスあと消耗品的なものを合算した額が300万円相当ということです。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今回の廃タイヤの操業分というのは、その操業そのものの実態がないというふうな理解でいいんですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

タイヤだけを焼却するということはやっておりません。いわゆる合わせて普通の可燃ごみ、それと廃タイヤを入れたりいわゆる混焼、混ぜて焼いているわけですね。タイヤだけを焼却するということは行なっていません。そのために燃料として活用しているんですけども、そのために操業日数が若干延びることは考えら

れません。そういうもので延長があったという具体的な資料を示すものが実際出てきておりませんので、これは操業の延長の分にもかかわってきますけれども、タイヤにつきましては費用発生は村としてはあり得ないと。タイヤだけ焼いておりませんので、そういう判断をしております。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

その内容からするとやはりじゃあほとんど支払う金額はないというふうな考え方でよろしいんですね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほどもお答えしたんですけども、村が今確認していることで300万円相当と。そして残りのいわゆる操業、ごみを燃やす作業の中で年間で契約します。2カ月に1回と、1回が7日から8日程度の日数になっていますが、その超えたものについては具体的に資料で示せば最初の段階から我々はお支払いしますという約束はしています。だけどこれが全く出てきていないわけです。ごみをいくら焼いたかもわからない。何をいくら焼いたかもわからない、コークスを幾ら使ったかもわからない。タイヤチップを幾ら入れたかもわからないということでは、払う根拠が村にとってはありません。契約に基づいての支払いをしていないのは平成17年10月分だけです。それ以外の1,000万円を超えるいわゆる延長料金というものは、今お話したとおりの理由で支払いができないということです。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今回3,000万円余りの支払い代金が来たわけですけど、今回控訴して場合によっては500万円で済む場合も裁判によっては可能性があるというふうな理解の仕方よろしいのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

控訴をこれからして最終的には高等裁判所の判決が出ますけども、村の主張としましては先ほど言いましたようにタイヤチップの費用、これは争うということです。それとコークスの残量、目の前にありますのでそれはもう引き取っていただくと。引き取っていただければそれは契約もないものですから、費用はその分はいわゆる支払い義務がなくなるということですから、おおむねこの2つの費用につきましては絶対に争ってなしにしてもらおうと。操業費用につきましてもこれは先ほどからお話しているとおりの、しかるべき資料、データがちゃんとそろえば支払いに応じる用意があります。また支払う、ごみを実際焼いているわけですからただ日数がかかったということなんですね。その根拠がわからないということでの争点ですから、それについてはある程度お支払いする必要があると思っております。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

わかりました。今回控訴して、高裁の判決が出たあとのいろいろな問題が出てくると思いますので、そのために一応お聞きしました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。

これから議案第54号 控訴の提訴についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 控訴の提訴については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第55号 強制執行停止決定申立書の提訴についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

議案第55号

強制執行停止決定申立書の提起について

東京地方裁判所平成18年(ワ)第25654号請負代金等請求事件について、平成19年8月22日に言い渡された仮執行宣言付判決に基づく強制執行は、本案控訴事件の判決があるまで停止するとの申立を提起することについて議会の議決を求める。

平成19年9月3日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

ごみ焼却作業に係る請負代金等請求事件の第一審判決に対し、控訴を提起しようとするものであり、本案控訴事件の判決があるまで強制執行の停止を求めるため。

及び別紙のとおり。

以下、詳細については担当から説明させます。よろしくお願いたします。

○ 議長(金城英雄)

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監(幸地 東)

今御承認いただきました控訴につきましては、判決中に仮執行が認められている形となっております。仮執行と申しますのは、現在訴訟物の価格となっております3,065万6,037円に、さらに年6分の金利の分が入ってくるところなんですけれども、これを仮執行されるということは私どもの口座を差し押さえるということが発生いたします。私どもとしまして現判決自体も不服ということで控訴を申し立ておりまし

て、仮執行についてもそれを停止していただくということで、行財政の円滑なる運営を図るということを考えております。なお本件申立につきましては、控訴を提起した上でないと強制執行停止の申立ができませんので、今いただいた控訴の提起とあわせて、この決定申し立てを行いたいということでございます。以上です。

○ 議長（金城英雄）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第55号 強制執行停止決定申立書の提起についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第55号 強制執行停止決定申立書の提起については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第56号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第56号

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月3日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,445,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 地方交付税		707,243	17,349	724,592
	1 地方交付税	707,243	17,349	724,592
歳入合計		1,428,384	17,349	1,445,733

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		174,152	17,349	191,501
	1 総務管理費	139,988	17,349	157,337
歳出合計		1,428,384	17,349	1,445,733

以下、詳細については担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

補正5号について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。今回の補正5号は、先ほど審議いただきました議案第54号の控訴を行うための予算の裏づけとなります。まず22節の供託金なんですけれども、これは今、第一審で出ております3,000万円余りの2分の1を最高限度額として供託することになっております。プラス、年6%の利子というのがありますのでそれを足した額が1,676万6,000円というふうに計上しております。ただこの供託金はまだ確定がありませんので、裁判所が通知してきた額での供託金の額になります。これの最高の額を計上しているということです。あと12節、13節の役務費、委託料についてはこの裁判に係る費用を計上しているところです。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

7ページの委託料、弁護士委託料30万円ですか。これはいわゆる村の顧問弁護士がいますね、大田さん。それとは別ですか。この30万円というのは。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

顧問弁護士に支払っております顧問料は年間ということで、各種法律相談等に応じていただいております。そのほか訴訟に関しては別途お支払いしております。原判決分の訴訟についても年間の顧問料とは別途の弁護士費用が発生しております。今回も新たに宮里先生をお願いをするということで、着

手金とその他の当初の経費の部分を取りあえず30万円ということ考えております。以後は、訴訟の結果、経過等によって追加で発生してくる分については、後ほど精算でお支払いをしたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それから22節供託金、これはちょっとこれについて説明してください。どのような形で供託するのか。この流れを説明してください。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

こちらにつきましては民事訴訟法の定めの中で、執行を停止するための担保となるものが供託されることとなります。供託先については法務局に対して供託をされます。その担保の額についても、今回提起します強制執行停止の決定に対して、執行停止の決定と同時に額が決定されていついつまでに支払うようにということが出てまいります。それを受けまして法務局に供託をすることとなります。法務局が那覇中央法務局になるか、東京の法務局になるのかはちょっとその判決の中で示されるものというふうに考えております。その際には、通常小切手等で納付することとなりますので、また適正な手続で納付できるように処理をしたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はいわかりました。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

この問題におきましてなんですが、1,700万円余りも地方交付税から入るわけでございます。私はこの金は無断になくなるものではないと信じております。それはやはり執行部の皆さんの働きによってこの金が元に戻ってくるように頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 平成19年度座間味村一般会計補正予算(第5号)については可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで議会を閉じます。

これをもって平成19年第4回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後3時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 城 英 雄

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 金 城 善 昇